

令和2年6月10日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

総務文教委員長 佐藤秀靖

委員会事務調査報告書

令和2年第1回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第1号 徴税実務の現状について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

別紙
調査第 1 号

徴税実務の現状について

総務文教委員会から、令和 2 年第 1 回定例会で許可を得た、調査第 1 号「徴税実務の現状について」調査の経過を報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む徴税実務の現状を把握し、市税概要等を参考に直面する課題と対策について調査を進めてきた。

本市においては市税や使用料などの公金の収納対策として平成 18 年度に「市税等収納対策プロジェクト会議」を組織して、徴税を担当する税務課のみならず住宅・水道・保育などを担当する部署から担当者が集まり年 2 回の会議により情報共有を行い市税や使用料の収納率向上に向けた取り組みを行っている。

平成 30 年には「公平かつ公正な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資すること」を目的に、富良野市債権管理条例を制定するほか、「市税等収納対策プロジェクト会議」による市税や使用料の債権管理の取り組みにより、収納率の向上につなげているところである。

平成 23 年度からは「夜間窓口」を設置し、納税通知書発付時期の 5 月から年内 12 月までの毎週木曜日の夜 8 時まで開催しており、広報等による告知で利用件数が増加している。

実務においては滞納者への取り組みとして「督促」や「催告」などの手続きを経て滞納者の財産調査等を実施、訪問調査や分納誓約、市外在住の滞納者に対する直接徴収や囑託徴収を行いながら地道に徴収事務を行っている。

以上のような取り組みにより、本市の収納率は全道の市平均を上回っており、担当部局の努力が功を奏していることが認められ、評価に値するものである。

本委員会においては上記の経過を踏まえ意見交換を行ったところ、次の 5 点について意見の一致を見た次第である。

1 市税納入のための口座振替利用の一層の勧奨について

本市の口座振替利用率は、平成 30 年度で 51.74%と全道平均を上回る状況であるが、「うっかり未納」の防止や「業務効率向上」等を考慮すると更なる利用勧奨が必要と考える。

他の自治体では「原則として市税納入は口座振替」としているところもあり、転入時の口座振替勧奨を徹底すること、加えて市税の督促時に口頭による口座振替の勧奨を行うなど、なお一層の積極的な取り組みが必要である。

2 費用対効果を勘案した新たな納付方法の推進・検討について

本市においては新たな納付方法として平成 30 年度にクレジット収納を開始し、平成 31 年度については、調査時点で 622 件の収納が確認された。

これは、口座振替でも述べた「うっかり未納」や「業務効率向上」に加え、「納付機会の拡大」が期待できるところである。

このことから、他自治体で導入が進む「コンビニ収納」をはじめ、「電子マネー収納」や「マルチペイメントネットワーク(注1)」などの導入へ向けた検討を加速すべきである。

その上で、マイナンバー制度や今後進化するであろうICT(情報通信技術)を活用した納付方法の調査・研究を進めるべきである。

3 滞納防止策のさらなる検討について

本市における国民健康保険税の収納率は、平成30年度で現年度分96.40%、滞納繰越分19.30%、総体では87.15%となっており、他の市税における収納率を大きく下回っている。これは本市のみならず他自治体でも同様の傾向にあり、滞納繰越分に係る収納率の向上が課題である。

「税負担の公平・公正」を堅持し、安易に滞納させない意識づくりに向けた啓発や「夜間窓口」を「市税(料)の相談窓口」として、「納税相談」の強化が必要である。

4 外国籍の個人や法人による不動産取得の滞納等への対応策の検討について

近年、本市においても外国籍の個人や法人による土地・家屋の取得が進み令和元年7月末現在では、これらのものによると思われる不動産の所有は、土地88件、家屋54件となっている。今後も外国籍の個人や法人による不動産取得が進むことが想定されるため、滞納防止に努めるとともに、万が一、滞納となった場合における対策を検討すべきである。

5 職員の能力開発とノウハウの継承について

職員の能力開発については、毎年担当者を研修に出すなどスキルアップに取り組んでいるが、「税務の専門職」ではなく一般行政職であるため、人事異動などにより滞納処分などの専門ノウハウの継承がされにくい面があると推測される所である。

また、一般的に小規模自治体ほど、徴収事務の件数に見合った人員の確保が充分にできないといわれており、このため徴収事務の効率的・効果的執行が望まれるが、その専門ノウハウの継承が重要と考えることから、研修やOJT(実際の職務を通じた研修)による組織内でのノウハウの継承に努めるべきである。

(注1)

「マルチペイメントネットワーク」とは、税金や公共料金などの収納を行う企業や公共団体と金融機関を共通のネットワークで結び、利用者が身近な機関や方法で料金の支払いをできるようにする仕組み。